健康なび 第26号

曽於市の検診（紹介編）

～特定健診・がん検診の受診はお済みですか？～

市では４月に特定健診とがん検診が一緒に受けられる総合健診を実施しました。
今年は特定健診を2,830人、がん検診を1,496人受診されました。受診者の最高年齢はなんと**97**歳！
健康で長生きするためにも、ぜひ健診を受けましょう。

特定健診にはこんな検査があります

身体計測　心電図　血液検査　尿検査

※４月の集団健診では、尿を使った塩分摂取量の検査も実施しています

減塩達成状況　（令和7年4月 2,808検査実施）

【男性】	【女性】
目標：１日 7.5g 未満	目標：１日 6.5g 未満
達成割合：13.9%	**達成割合：9.1%**

健診結果報告会では、**野菜摂取量の測定**も行いました。
「皮膚に残っているカロテノイド量を測定することで１か月の野菜摂取量の平均値がわかる検査」です。
11月開催のそお市民祭でも測定できます。
ぜひお越しください。

特定健診を受けることで、生活習慣病の医療費削減にもつながります。医療機関で受診する個別健診は12月末までです。健診の申し込みがまだの方は、下記二次元コードより申し込みください。

特定健診・がん検診などの申し込みはこちら

市公式 LINE

健康に関するテーマを募集しています！

聞いてみたいこと、読んでみたいテーマがありましたらぜひ保健課までお電話ください。

▶ 次回はがん検診について掲載します。お楽しみに。

お問い合わせ

保健課 健康増進係　☎ 0986-76-8806　健康に関する疑問は保健課へご連絡ください。

消費生活トラブル

保険金請求サポート契約のトラブル

ある日突然「台風被害の調査をしている。損害があれば、火災保険を使って無料で修理ができる」という業者が訪問してきた。業者が保険金請求のサポートをするというので依頼すると、台風で壊れた箇所以外に老朽化で元々傷んでいた部分の修理も見積もりに含まれており、高額な保険金を請求する内容になっていたので心配になった。しかも保険金が下りたら、その金額の40%を手数料として支払わなければならないという。不審なので解約したい。

今月の相談

その１

台風や地震などの大きな災害後、被害調査をするといった名目で訪問し、保険金請求のサポート契約をさせる勧誘に関するトラブルの相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

その２

勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。

その３

訪問販売で契約してしまった場合、契約書面を受け取った日を含めて８日間はクーリング・オフすることができます。

曽於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

日　　程　９月17日(水)
時　　間　午前10時～正午
場　　所　市役所本庁南棟２階 多目的室②
定　　員　４名
相談時間　１人30分

※相談無料。事前申込み順です

お問い合わせ

消費生活センター　☎ 0986-76-8823　困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。